二　電気通信事業の発達、改善及び調整に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関する事務（国際戦略局の所掌に属するものを除く。）のうち安全保障の確保に関する経済施策に関すること（外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十六条第二項に規定する対内直接投資等及び同条第三項に規定する特定取得に関する事務を含む。）。

3	電気通信経済安全保障室に、室長を置く。
4	［略］
［削る］	

［新設］	
2	［同上］
3	市場評価企画官は、命を受けて、電気通信事業に係る市場の分析及び評価に関する重要事項についての企画及び立案を行う。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年八月四日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―一七―一七八

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―一七（俸給の特別調整額）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後			
別表第一（第一条関係）			
一～二十八　（略）			
二十九　厚生労働省			
組織	官職		区分
（略）	（略）		（略）
国立障害者リハビリテーションセンター研究所	（略）		（略）
	部長 総括研究官		三種
	（略）		（略）
（略）	（略）		（略）
三十～四十五　（略）			

改正前			
別表第一（第一条関係）			
一～二十八　（略）			
二十九　厚生労働省			
組織	官職		区分
（略）	（略）		（略）
国立障害者リハビリテーションセンター研究所	（略）		（略）
	部長 （新設）		三種
	（略）		（略）
（略）	（略）		（略）
三十～四十五　（略）			

附　則

この規則は、公布の日から施行する。